
平成30年度
企業を対象とした反社会的勢力
との関係遮断に関するアンケート
(調査結果)

2019年2月

調査主体	全国暴力追放運動推進センター 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会 警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課
調査機関	一般社団法人輿論科学協会

はじめに

政府は、平成 19 年 6 月に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を策定しました。本資料は、企業における反社会的勢力への対応の実態や、同「指針」の導入状況等を把握するため、平成 30 年 10 月に全国の企業 5,000 社を対象として、反社会的勢力による不当要求の有無やその内容、「指針」に基づいた反社会的勢力との関係遮断の取組状況等についてアンケート調査した結果をとりまとめたものです。

ご多用の中、調査に快くご協力いただきました各企業関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

I 調査の概要

1 調査の方法、対象等

本アンケート調査の方法、対象等は次のとおり。

- ① 調査方法 郵送法
- ② 調査対象 全国の企業 5,000 社に対して調査票を送付して調査を行った。
- ③ 調査時期 平成 30 年 10 月

2 回収結果

調査票の回収数は、1,598 通（回収率 32.0 %）であった。

II 回答企業のプロフィール

表 1 業種（複数回答）

1. 建設業	214 (13.4 %)
2. 製造業	127 (7.9 %)
3. 運輸・通信業	137 (8.6 %)
4. 不動産業	205 (12.8 %)
5. 卸売・小売業（商社を含む）	174 (10.9 %)
6. 銀行業	53 (3.3 %)
7. 証券・保険業	55 (3.4 %)
8. その他金融業	84 (5.3 %)
9. 飲食業	85 (5.3 %)
10. 電気・ガス・水道・熱供給業	31 (1.9 %)
11. その他サービス業	441 (27.6 %)
12. その他	280 (17.5 %)
13. 無回答	19 (1.2 %)
全体	1,598 (100.0 %)

※ 1 社で複数の業種を回答している企業もあるため、合計は 100 %にならない。

表 2 所在地

1. 北海道	110 (6.9 %)
2. 東北地方	66 (4.1 %)
3. 東京都	515 (32.2 %)
4. 関東地方（東京都を除く）	225 (14.1 %)
5. 中部地方	134 (8.4 %)
6. 近畿地方	260 (16.3 %)
7. 中国地方	91 (5.7 %)
8. 四国地方	22 (1.4 %)
9. 九州地方	132 (8.3 %)
10. 不明および無回答	43 (2.7 %)
合計	1,598 (100.0 %)

表 3 売上高

1. 1,000万円未満	77 (4.8 %)
2. 1,000万円以上3,000万円未満	102 (6.4 %)
3. 3,000万円以上5,000万円未満	68 (4.3 %)
4. 5,000万円以上1億円未満	159 (9.9 %)
5. 1億円以上3億円未満	287 (18.0 %)
6. 3億円以上5億円未満	138 (8.6 %)
7. 5億円以上10億円未満	160 (10.0 %)
8. 10億円以上100億円未満	372 (23.3 %)
9. 100億円以上	206 (12.9 %)
10. 無回答	29 (1.8 %)
合計	1,598 (100.0 %)

表 4 従業員数

1. 5人未満	285 (17.8 %)
2. 5人以上10人未満	210 (13.1 %)
3. 10人以上50人未満	517 (32.4 %)
4. 50人以上100人未満	180 (11.3 %)
5. 100人以上500人未満	245 (15.3 %)
6. 500人以上1,000人未満	34 (2.1 %)
7. 1,000人以上	121 (7.6 %)
8. 無回答	6 (0.4 %)
合計	1,598 (100.0 %)

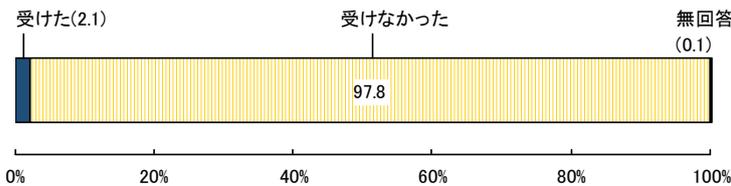
Ⅲ 設問ごとの調査結果

1 不当要求等の実態について

1.1 不当要求の有無について

過去5年間に反社会的勢力からの不当要求を受けた経験がある企業の割合は、全体の2.1%(33社)であった。

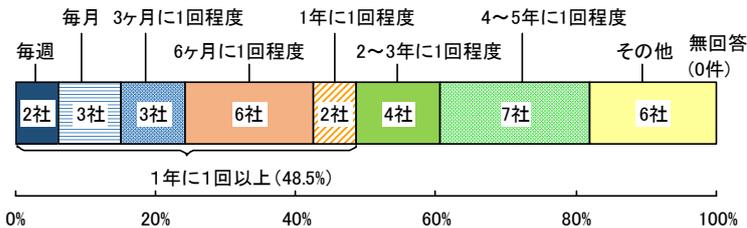
(回答1598社)



1.2 不当要求の頻度について(過去5年間)

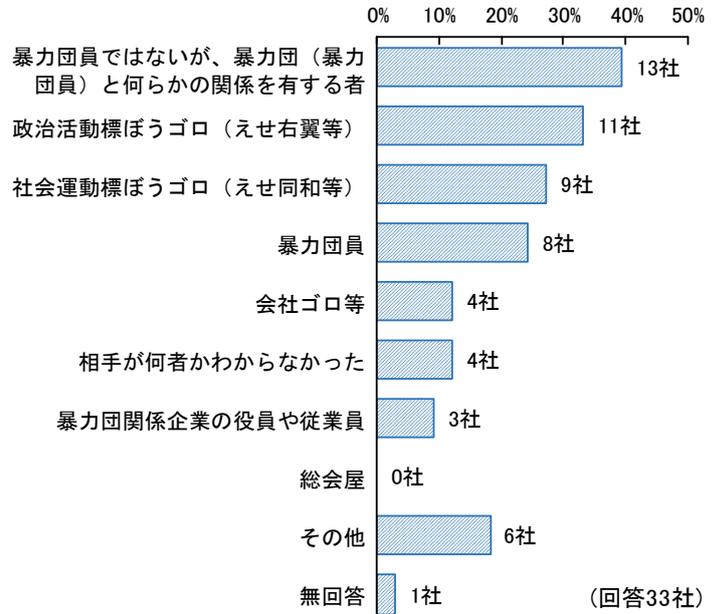
過去5年間に不当要求を受けたことがある企業33社についてその頻度をみると、「4～5年に1回程度」が7社と最も多く、全体の48.5%の企業が、1年に1回以上の不当要求を受けていた。

(回答33社)



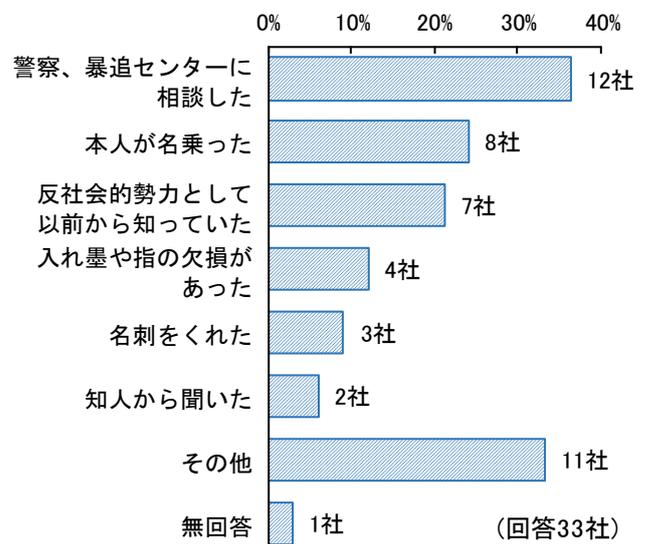
1.3 不当要求の相手方について(複数回答)

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業33社が、その相手方をどのように認識したかをみると、「暴力団員ではないが、暴力団(暴力団員)と何らかの関係を有する者」が13社と最も多く、以下「政治活動標ぼうゴロ(えせ右翼等)」(11社)、「社会運動標ぼうゴロ(えせ同和等)」(9社)、「暴力団員」(8社)と続く。



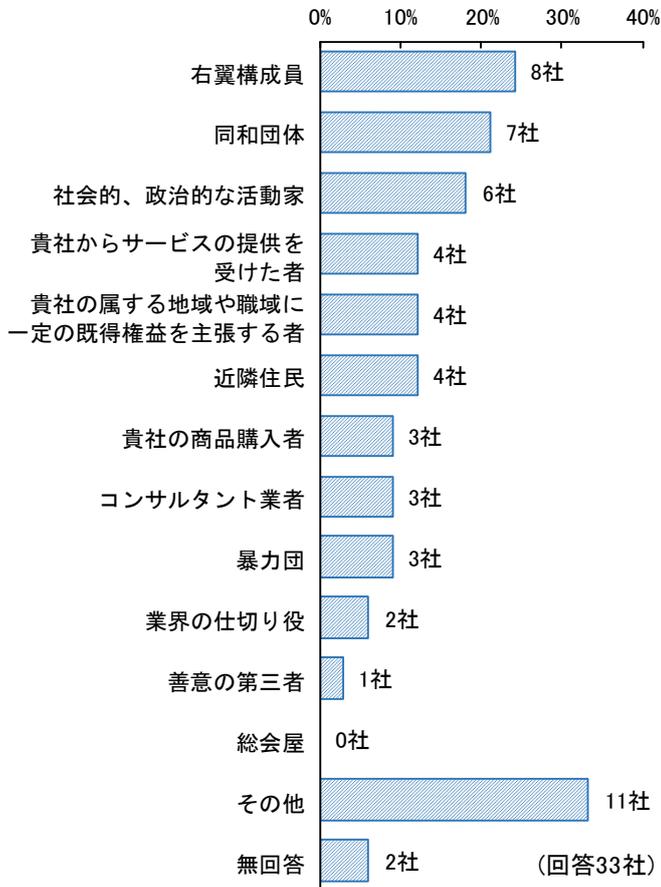
1.4 不当要求の相手方が反社会的勢力と認識した理由について(複数回答)

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業33社について、その相手方が反社会的勢力であると認識した理由をみると、「警察、暴追センターに相談した」が12社と最も多く、以下「本人が名乗った」(8社)、「反社会的勢力として以前から知っていた」(7社)、「入れ墨や指の欠損があった」(4社)と続く。



1.5 不当要求の相手方の自称について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業33社について、その相手方がどのように名乗ったかをみると、「右翼構成員」が8社と最も多く、以下「同和団体」（7社）、「社会的、政治的な活動家」（6社）と続く。



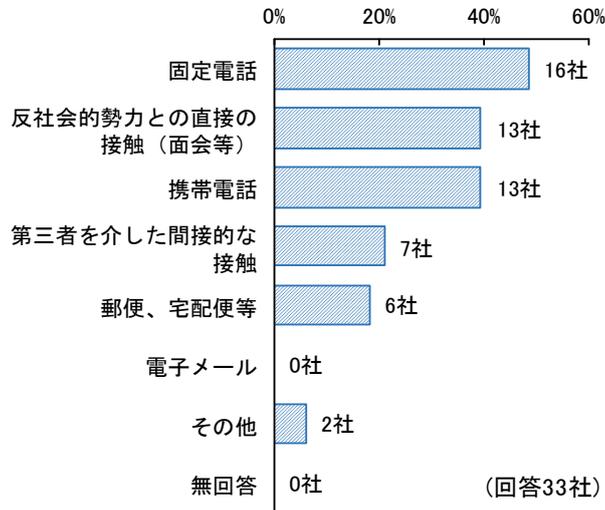
1.6 不当要求の内容について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業33社について、不当要求行為の内容をみると、「因縁を付けて金品や値引きを要求する行為」が11社と最も多く、以下「機関紙（誌）、書籍、名簿等の購読（入）を要求する行為」（8社）、「寄附金、賛助金、会費等を要求する行為」（5社）と続く。



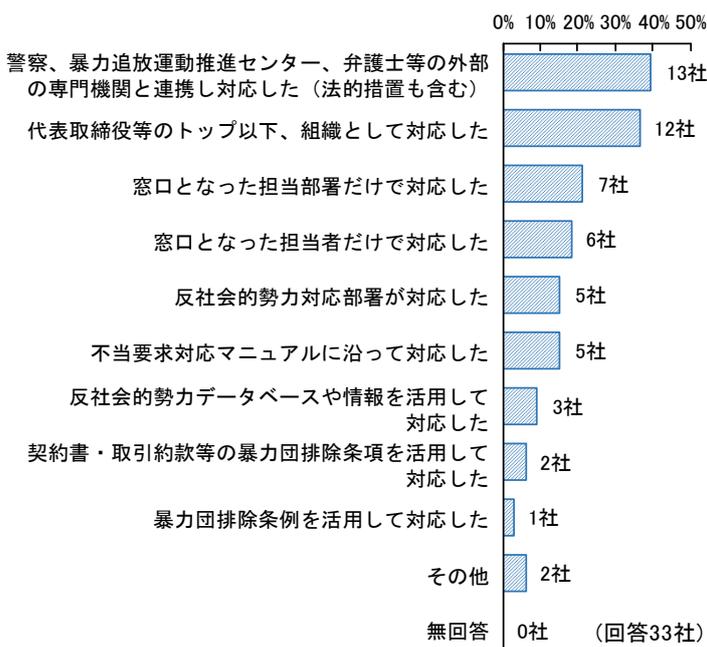
1.7 不当要求の手段について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業33社について、どのような手段で不当要求を受けたかをみると、「固定電話」が16社と最も多く、以下「反社会的勢力との直接の接触（面会等）」、「携帯電話」（ともに13社）と続く。



1.8 不当要求への対応について（複数回答）

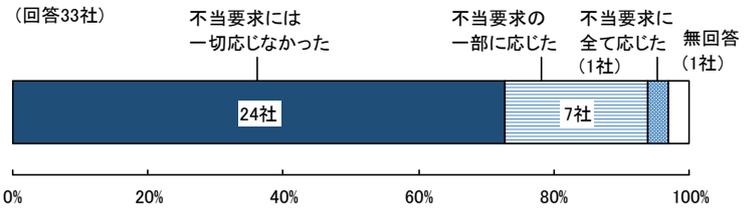
過去5年間に不当要求を受けたことがある企業33社について、不当要求に対してどのように対応したかをみると、「警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と連携し対応した（法的措置も含む）」が13社と最も多く、以下「代表取締役等のトップ以下、組織として対応した」（12社）、「窓口となった担当部署だけで対応した」（7社）と続く。



1.9 不当要求への対処について

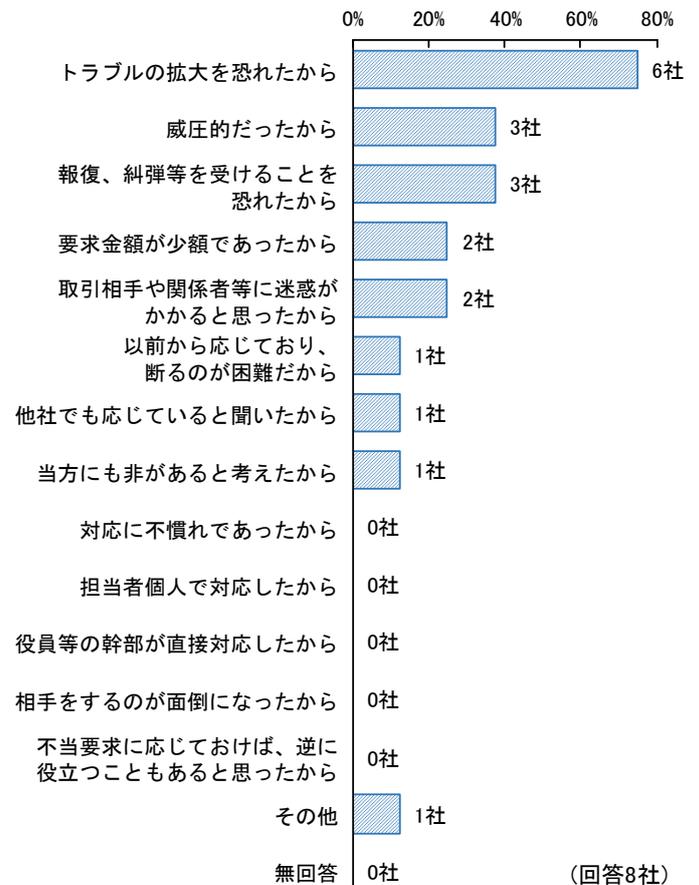
過去5年間に不当要求を受けたことがある企業33社について、どのように対処したかをみると、「不当要求には一切応じなかった」企業が24社（73%）となっている。

一方、「不当要求の一部に応じた」が7社、「不当要求に全て応じた」が1社となっている。



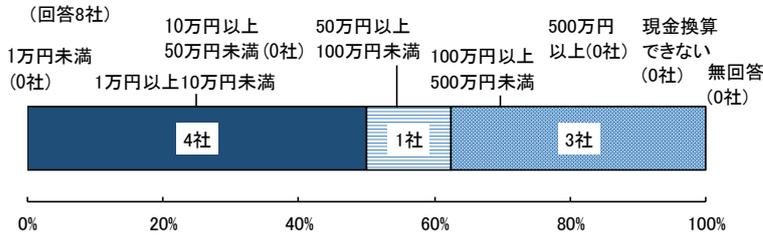
1.10 不当要求に応じた理由について（複数回答）

「不当要求の一部に応じた」、「不当要求に全て応じた」と答えた企業8社について、不当要求に応じた理由をみると、「トラブルの拡大を恐れたから」が6社と最も多く、以下「威圧的だったから」、「報復、糾弾等を受けることを恐れたから」がともに3社と続く。



1.11 過去5年間に応じた要求金額について

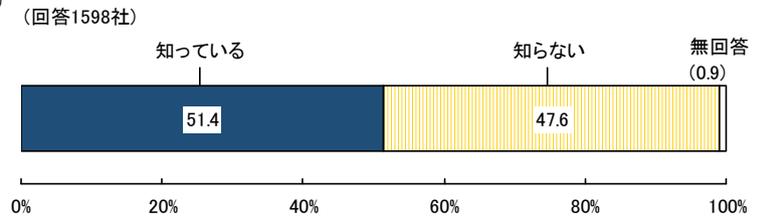
「不当要求の一部に応じた」、「不当要求に全て応じた」と答えた企業8社について、過去5年間に応じた不当要求の合計金額をみると、「1万円以上 10万円未満」が4社と最も多く、10万円未満の要求に応じた企業が半数を占めた。



2 「企業防衛対策の取組状況」について

2.1 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」について

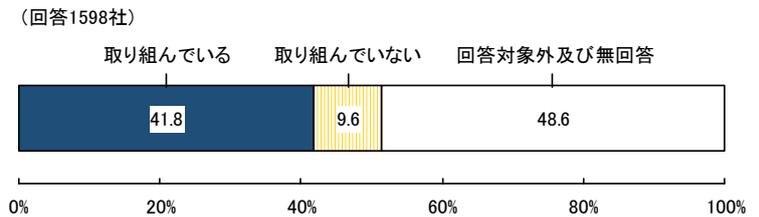
「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」について、「知っている」とした企業の割合は51.4% (822社)、「知らない」は47.6% (761社) となっている。



2.2 「指針」に沿った取組みについて

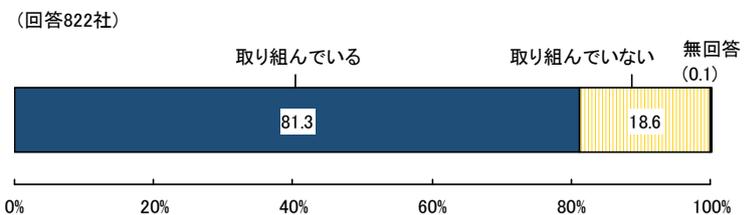
本アンケートにおける全回答企業1,598社でみると、「指針」に沿って「取り組んでいる」とした企業の割合は41.8% (668社)、「取り組んでいない」は9.6% (153社) となっている。

【アンケート全回答企業】



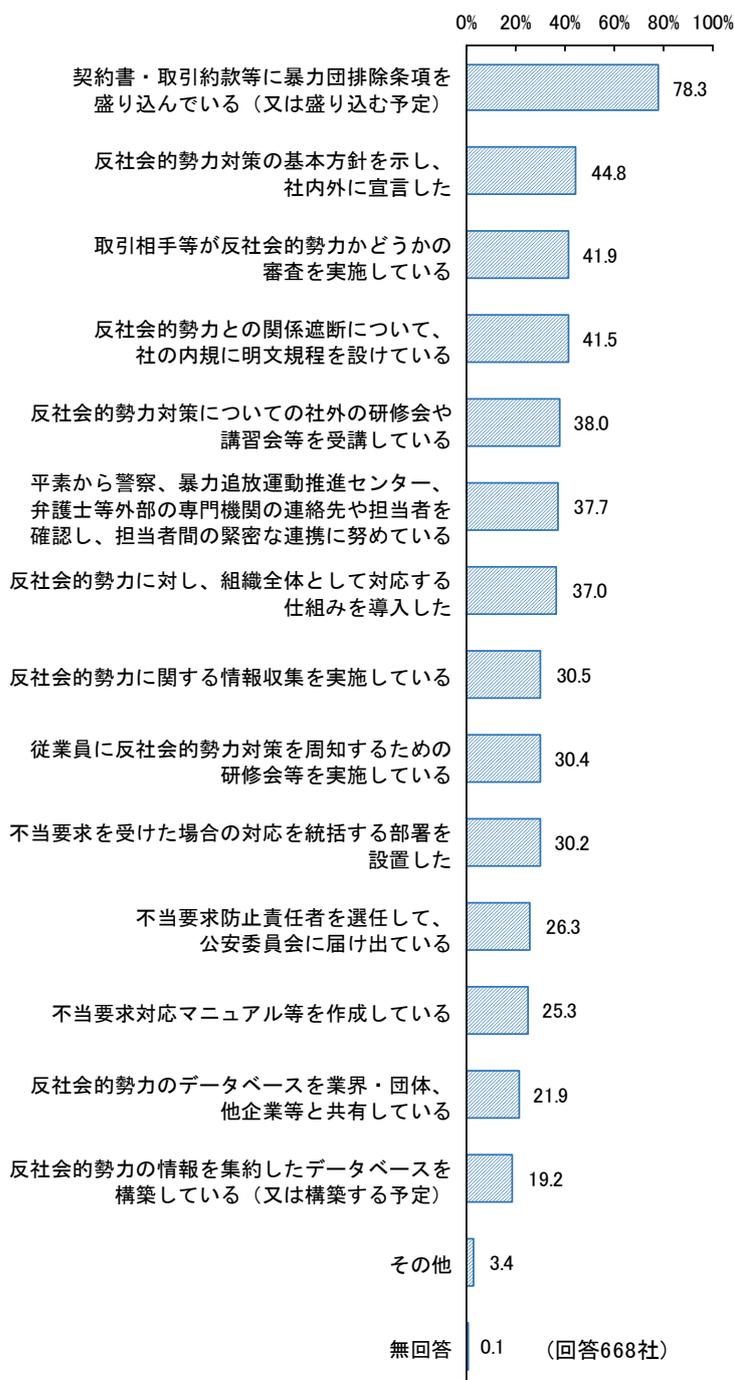
「指針」を知っている企業822社のうち、「指針」に沿って「取り組んでいる」とした企業の割合は81.3%、「取り組んでいない」は18.6%となっている。

【「指針」を知っている企業】



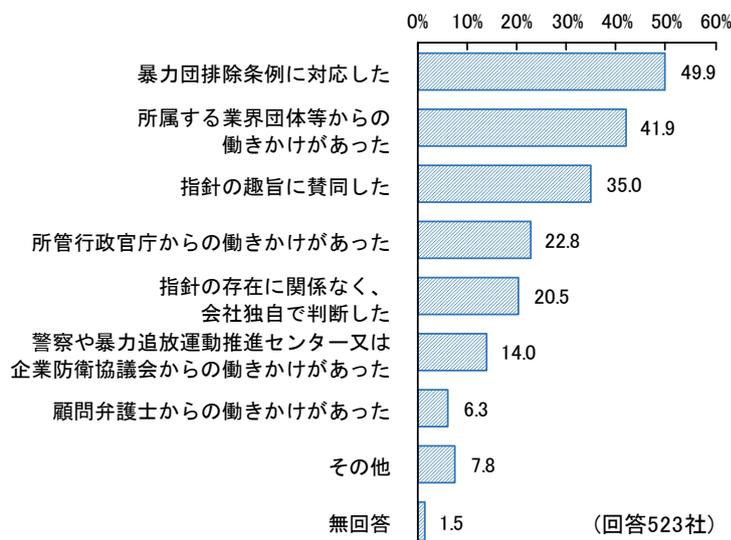
2.3 反社会的勢力による被害を防止するための取組内容について（複数回答）

「指針」に沿った取組を行っている企業 668 社について、その取組内容をみると、「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（又は盛り込む予定）」が 78.3 %（523 社）と最も多く、以下「反社会的勢力対策の基本方針を示し、社内外に宣言した」（44.8 %）、「取引相手等が反社会的勢力かどうかの審査を実施している」（41.9 %）、「反社会的勢力との関係遮断について、社の内規に明文規程を設けている」（41.5 %）、「反社会的勢力対策についての社外の研修会や講習会等を受講している」（38.0 %）、「平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等外部の専門機関の連絡先や担当者を確認し、担当者間の緊密な連携に努めている」（37.7 %）、「反社会的勢力に対し、組織全体として対応する仕組みを導入した」（37.0 %）、「反社会的勢力に関する情報収集を実施している」（30.5 %）、「従業員に反社会的勢力対策を周知するための研修会等を実施している」（30.4 %）、「不当要求を受けた場合の対応を統括する部署を設置した」（30.2 %）、「不当要求防止責任者を選任して、公安委員会に届け出ている」（26.3 %）、「不当要求対応マニュアル等を作成している」（25.3 %）、「反社会的勢力のデータベースを業界・団体、他企業等と共有している」（21.9 %）、「反社会的勢力の情報を集約したデータベースを構築している（又は構築する予定）」（19.2 %）、「その他」（3.4 %）と続く。



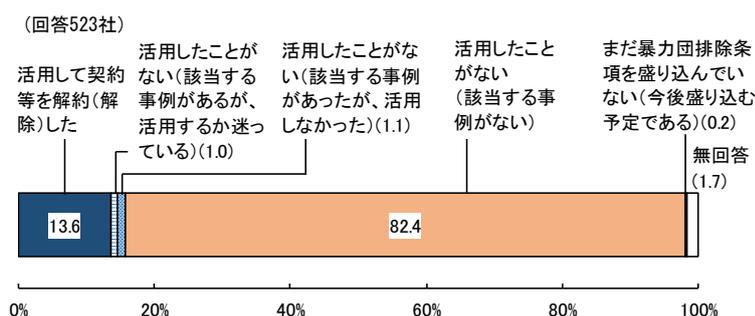
2.4 暴力団排除条項を盛り込んだ理由について（複数回答）

「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（又は盛り込む予定）」と答えた企業 523 社について、その理由をみると、「暴力団排除条例に対応した」が 49.9 %と最も多く、以下「所属する業界団体等からの働きかけがあった」（41.9 %）、「指針の趣旨に賛同した」（35.0 %）、「所管行政官庁からの働きかけがあった」（22.8 %）、「指針の存在に関係なく、会社独自で判断した」（20.5 %）、「警察や暴力追放運動推進センター又は企業防衛協議会からの働きかけがあった」（14.0 %）、「顧問弁護士からの働きかけがあった」（6.3 %）、「その他」（7.8 %）と続く。



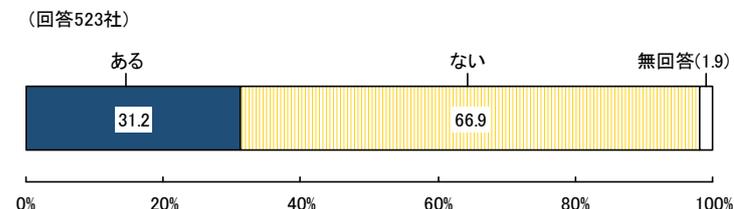
2.5 暴力団排除条項の活用について

「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（又は盛り込む予定）」と答えた企業 523 社のうち、「活用して契約等を解約（解除）した」企業は 13.6 %であった。



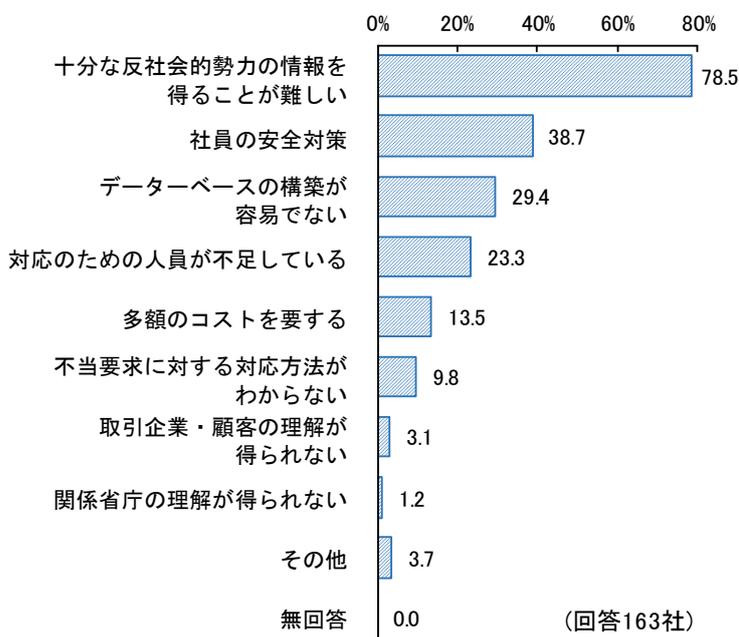
2.6 反社会的勢力による被害防止対策の困難性

「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（又は盛り込む予定）」と答えた企業 523 社について、反社会的勢力による被害防止対策で困難な点を感じるものが「ある」とした企業の割合は 31.2 %（163 社）であった。



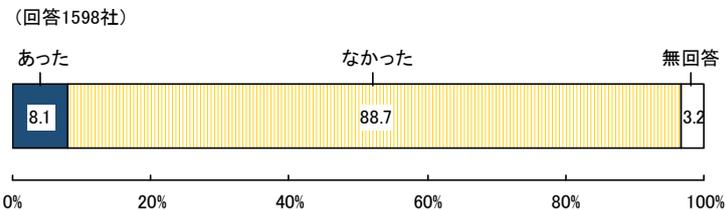
2.7 困難の内容について（複数回答）

反社会的勢力による被害防止対策で困難な点を感じるものが「ある」とした企業 163 社について、その内容をみると「十分な反社会的勢力の情報を得ることが難しい」が 78.5 %と最も多く、以下「社員の安全対策」(38.7 %)、「データベースの構築が容易でない」(29.4 %)と続く。



2.8 反社会的勢力との関係遮断について

全都道府県で暴力団排除条例が施行された平成 23 年 10 月以降、個別の契約や取引において、相手方が反社会的勢力であることを理由に関係遮断（契約の解除等）を検討したことが「あった」とする企業は 8.1 %（130 社）であった。

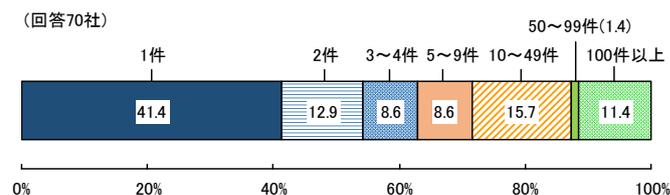


2.9 関係を遮断した件数について

関係遮断を検討したことがある企業 130 社のうち、実際に関係を遮断した件数をみると、契約締結前では「1件」が 41.4 %と最も多く、以下「10～49件」(15.7 %)、「2件」(12.9 %)と続く。

【契約締結前】

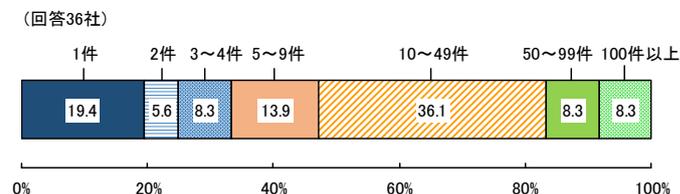
※関係を遮断した件数が判明した企業



また、契約締結後では「10～49件」が 36.1 %と最も多く、以下「1件」(19.4 %)、「5～9件」(13.9 %)と続く。

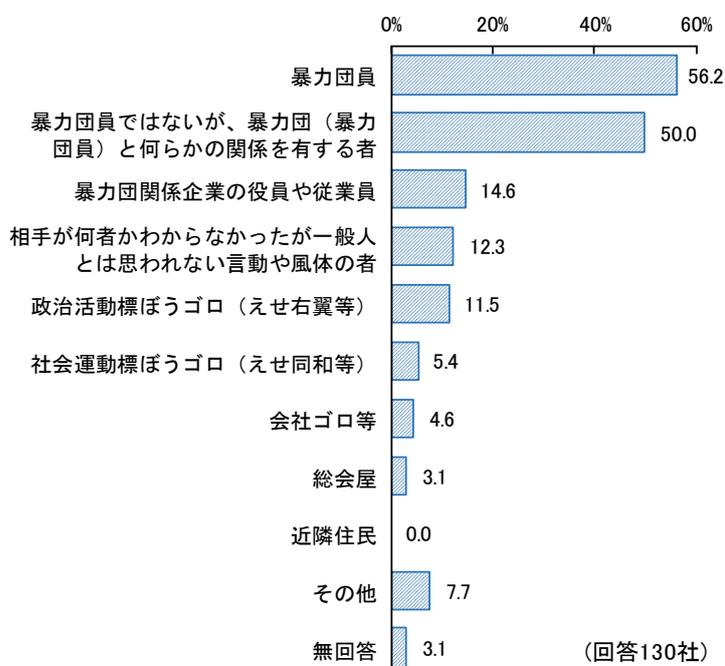
【契約締結後】

※関係を遮断した件数が判明した企業



2.10 関係遮断を検討したことがある相手方の属性について（複数回答）

関係遮断を検討したことがある企業 130 社について、相手方をどのように認識したかをみると、「暴力団員」が 56.2 % と最も多く、以下「暴力団員ではないが、暴力団（暴力団員）と何らかの関係を有する者」（50.0 %）、「暴力団関係企業の役員や従業員」（14.6 %）と続く。

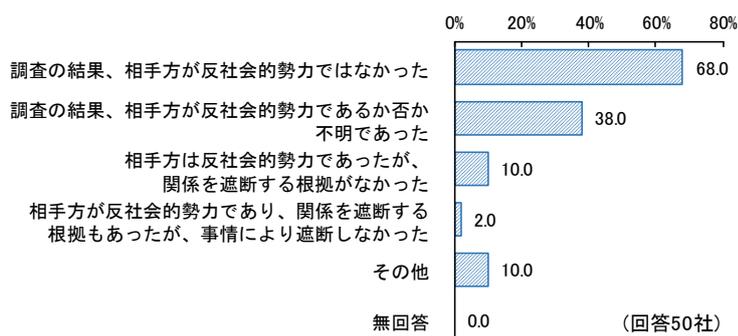


2.11 関係を遮断しなかった理由について（複数回答）

関係遮断を検討したが遮断しなかった事例がある企業についてその理由をみると、契約前では「調査の結果、相手方が反社会的勢力ではなかった」が 68.0 % と最も多く、以下「調査の結果、相手方が反社会的勢力であるか否か不明であった」（38.0 %）、「相手方は反社会的勢力であったが、関係を遮断する根拠がなかった」（10.0 %）と続く。

【契約前の事例】

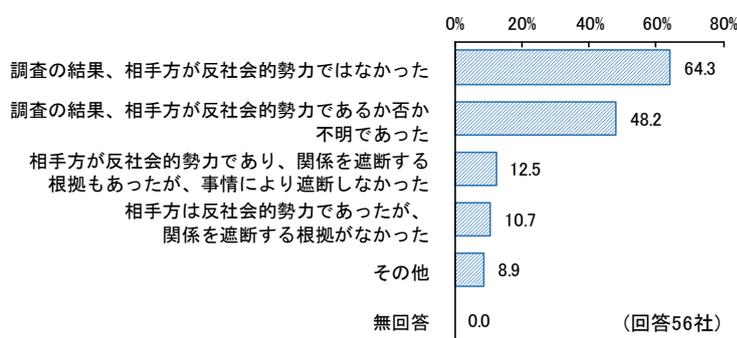
※関係遮断を検討したが遮断しなかった事例がある企業



また、契約後でも契約前と同様に「調査の結果、相手方が反社会的勢力ではなかった」が 64.3 % と最も多く、以下「調査の結果、相手方が反社会的勢力であるか否か不明であった」（48.2 %）、「相手方が反社会的勢力であり、関係を遮断する根拠もあったが、事情により遮断しなかった」（12.5 %）と続く。

【契約後の事例】

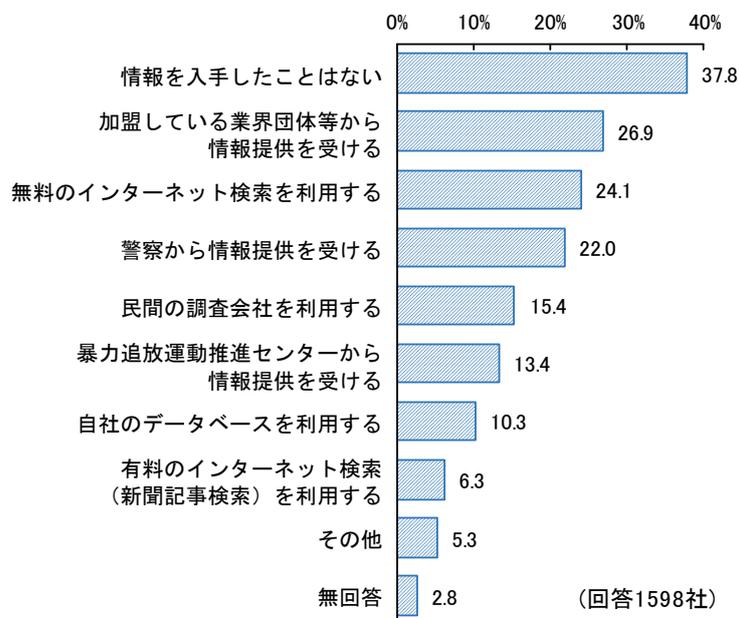
※関係遮断を検討したが遮断しなかった事例がある企業



2.12 暴力団情報の入手方法について（複数回答）

取引先が反社会的勢力に該当するかどうかの「情報を入手したことはない」とする企業は37.8%であった。

一方、入手する方法について、「加盟している業界団体等から情報提供を受ける」が26.9%と最も多く、以下「無料のインターネット検索を利用する」（24.1%）、「警察から情報提供を受ける」（22.0%）と続く。



調査主体	全国暴力追放運動推進センター 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会 警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課
調査機関	一般社団法人輿論科学協会

2019.2